

別表四の二付表「個別所得の金額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の損益計算書の当期（純）利益の額又は当期（純）損失の額を基として、いわゆる申告調整により税務計算上の各連結法人の個別所得金額若しくは個別欠損金額又は個別留保所得金額を計算するために使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に個別所得金額若しくは個別欠損金額又は個別留保所得金額の計算を行う連結法人の法人名を記載します。	
「当期利益又は当期欠損の額1」の「総額①」	各連結法人の損益計算書の当期（純）利益の額又は当期（純）損失の額を記載します。この場合、当期（純）利益の額又は当期（純）損失の額のうち前期から繰り越された利益又は損失の額を含むときは、前期から繰り越された利益又は損失の額を控除した金額を記載します。	
「当期利益又は当期欠損の額1」の「留保②」及び「社外流出③」	<p>(1) 「留保②」の欄には、「総額①」に記載した金額から「社外流出③」に記載した金額の合計額を控除した金額を記載します。</p> <p>(注) 「社外流出③」に記載した金額の方が多いときは、その超える金額を「留保②」に△印を付して記載します。</p> <p>(2) 「配当」の欄は、当期にその支払に係る効力が生ずる令第9条の2第1項第7号(連結利益積立金額)に規定する合計額並びに当期の同項第8号の規定により令第9条第1項第9号及び第10号(利益積立金額)の規定に準じて計算される金額の合計額を記載します。</p>	
「役員給与の損金不算入額3」	法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)(法第34条の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場に限り)の規定により役員に対して支給する給与のうち損金の額に算入されない額及び別表十四(一)の「損金不算入額37」の金額の合計額を記載してください。	令第72条の2第9項に規定する基準期間がない特殊支配同族会社にあつては、この欄を記載する前に、別表四の二付表の「加算」の各欄のうち「3」及び

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		「6」以外の各欄を記載し、かつ、「減算」の「12」及び「27」並びに「29」から「32」までの各欄を記載し、これらの欄の記載に基づいて、別表十四(一)を記載してください。
<p>「加算」の「4」以下の空欄</p>	<p>(1) 連結法人が費用又は損失として経理した金額で当期の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの及び当期の連結所得の金額の計算上益金の額に算入すべき金額で各連結法人が収益として経理しなかったもの等について、その事項及び金額を記載します。この場合、留保されている金額は「留保②」に、社外に支出されている金額は「社外流出③」に、それぞれ記載します。</p> <p>(2) 措置法第68条の90(連結法人に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額の益金算入)若しくは第68条の93の2(特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人の個別課税対象金額の益金算入)の規定による益金算入額(別表十七(三)「36」)又は平成21年改正前の措置法第68条の90(連結法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入)若しくは第68条の93の6(特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人の留保金額の益金算入)の規定による益金算入額(別表十七(二)「40」)は、措置法令第39条の120第4項等の規定により連結利益積立金額を構成しませんので、「加算」の空欄に「特定外国子会社等に係る課税対象留保金額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」(※印を付けます。)に記載します。</p>	<p>(1) 税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益から減算した「法人税等調整額」があるときは、「加算」の空欄に「法人税等調整額損金不算入」等と記載の上、当該金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>(2) 「社外流出③」に※印の金額の記載がある場合の「小計6」の「社外流出③」の記載については、この「社外流出③」の上段に※印を付して外書きします。</p>
<p>「分割前事業年度等の欠損金の損金算入額8」</p>	<p>法第81条の9第3項(連結欠損金の繰越し)の規定により当期の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入される金額を記載します。</p>	
<p>「減算」の「10」以下の空欄</p>	<p>(1) 確定した決算において費用に含まれていないもので当期の損金の額に算入すべきもの又は収益に計上されているもので当期の益金の額に算入しないもの等について、その事項及び金額を記載します。この場合、法人計算外で経費とするもの(経費の認定損)のように税務計算上留</p>	<p>税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益に加算した「法人税等調整額」があるときは、「減算」</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>保した金額を減少させるものは、「留保②」に記載します。</p> <p>(2) 措置法第68条の73の規定による収用換地等の場合の連結所得の特別控除額又は措置法第68条の74から第68条の76の2までの規定による特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除額（別表十の二「18」、「31」、「34」、「37」又は「40」）は、措置法令第39条の101第6項等の規定により連結利益積立金額を構成しますので、「減算」の空欄に「収用等による特別控除額の個別帰属損金額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」（※印を付けます。）に記載します。</p> <p>(3) 当期の決算の確定の日までに剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものは、「減算」の空欄に「剰余金処分による準備金積立額認容」等と記載の上、その積立額の全額（税効果会計を採用している場合には、その積立額の全額とこれに対応する税効果相当額との合計額）を「総額①」及び「留保②」に記載します。この場合、積立限度超過額があるときは、「加算」の空欄に「〇〇準備金積立超過額」等と記載の上、その積立限度超過額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>なお、準備金等に積立限度超過額がある場合には、このような加算及び減算をしないで、その積立額のうち積立限度相当額を「減算」欄に記載しても差し支えありません。</p>	<p>の空欄に「法人税等調整額益金不算入」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p>
<p>「損金の額に算入した法人税（附帯税を除く。）14」</p>	<p>次の区分に応じそれぞれ次の金額を記載します。</p> <p>(1) 当期の連結法人税について費用又は損失の額として経理した場合……その経理した金額</p> <p>(2) 連結法人税又は法人税について当期に納付した場合……別表五の二(二)付表一の「計9」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額（(1)の金額を除きます。）</p> <p>なお、(1)及び(2)のいずれの金額をも有する場合には、それらの金額の合計額を記載します。</p>	<p>(1) その記載した金額のうち別表五の二(二)付表一の「仮払経理による納付④」の本書の金額がある場合には、この明細書の「減算」の空欄に「仮払税金」等と記載の上、その合計額</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「損金の額に算入した連結法人税個別帰属額15」	連結法人が費用又は損失の額として経理した連結法人税個別帰属額について、その金額を記載します。	を「総額①」及び「留保②」に併せて記載します。
「損金の額に算入した附帯税（利子税を除く。）の負担額16」	連結法人が費用又は損失の額として経理した連結法人税に係る附帯税（利子税を除きます。）の負担額を記載します。	(注) この仮払税金をその後の連結事業年度において消却した場合には、その消却をした連結事業年度において、次の区分に応じ、次のように処理します。
「損金の額に算入した道府県民税（利子割額を除く。）及び市町村民税17」	別表五の二(二)付表一の「10」、「11」、「中間13」及び「計20」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。	イ 損金経理により消却した場合 その税金が損金不算入のものであると否とを問わず、この明細書の「加算」の空欄に「仮払税金消却」等と記載の上、その合計額を「総額①」と「留保②」に記載します。
「損金の額に算入した道府県民税利子割額18」	別表五の二(二)付表一の「利子割12」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。	ロ 納税充当金で消却した場合 この明細書には記載しないで、別表五の二(一)付表一において、前期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却した金額を△印を付して記載するとともに、「納税充当金20」の「減②」に同額を記載します。
「損金の額に算入した納税充当金19」	別表五の二(二)付表一の「損金の額に算入した納税充当金36」の金額を記載します。	(2) 別表五の二(二)付表一の「損金経理による納付⑤」に外書の金額（過誤納）がある場合には、この明細書の「加算」の空欄に「未収過誤納金」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。
「損金の額に算入した附帯税（利子税を除く。）、加算金、延滞金（延納分を除く。）及び過怠税20」	別表五の二(二)付表一の「加算税及び加算金29」から「過怠税32」までの「当期中の納付税額③～⑤」の各欄の金額の合計額を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「益金の額に算入した連結法人税個別帰属額22」	連結法人が収益の額として経理した連結法人税個別帰属額について、その金額を記載します。	
「益金の額に算入した附帯税（利子税を除く。）の受取額23」	連結法人が収益の額として経理した連結法人税に係る附帯税（利子税を除きます。）の減少額として受け取る金額を記載します。	
「納税充当金から支出した事業税等の金額24」	別表五の二(二)付表一の「事業税40」から「43」までの金額の合計額を記載します。	別表五の二(二)付表一の「損金不算入のもの42」に金額の記載がある場合には、その税目等をこの明細書の「加算」に記載の上、その金額を「総額①」及び「社外流出③」に記載します。
「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額25」	<p>連結法人税、法人税、道府県民税及び市町村民税の中間納付額並びにこれらの税の過誤納に係る還付金額について、連結法人がそれを当期利益の額に含めている場合にその金額を記載します。</p> <p>なお、道府県民税利子割額の還付金額も含めて記載します。</p>	利子税相当額の還付金については、その納付した時に損金の額に算入されていますので、この欄で減算することはできません。
「所得税額等及び連結欠損金の繰戻しによる還付金額等26」	<p>次に掲げる還付金額で当期にその還付を受けることが確定したものについて、その額を当期利益の額に含めているとしないにかかわらず記載します。この場合に、これらの確定した還付金額を当期利益の額に含めていないときは、「加算」の空欄に「未収の所得税額の還付金」等として「総額①」及び「留保②」に記載し、その後の連結事業年度でこれらの還付金を当期利益の額に含めた場合には、その金額を「減算」の空欄に「未収の所得税額の還付金」等と記載の上、還付金の額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>(1) 所得税額の還付金額、控除対象外国法人税額の還付金額</p> <p>(2) 連結欠損金の繰戻しによる還付金額</p> <p>(3) 国税通則法の規定による附帯税（利子税を除きます。）の還付金額</p>	<p>前期分の申告において所得税額の還付が生じたため、その還付を受けていた場合において、その後前期分の連結法人税につき更正処分があり、その還付を受けた所得税額の全部又は一部に相当する金額の追徴があったときは、その追徴された金額に相当する還付所得税額は、この欄には記載しないでください。</p> <p>この場合、その還付を受けた所得税額が当</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>(4) 地方税法の規定による各種加算金及び延滞金（同法第65条、第72条の45の2又は第327条の規定による納期限の延長を受けた期間に係るものを除きます。）の還付金額</p> <p>(5) (1)から(4)まで及び「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額25」に記載されるもの以外の租税で損金の額に算入されないものの還付金額</p>	<p>期利益の額に含まれているときは、その追徴された所得税額に相当する金額は、「減算」の空欄に「追徴された所得税額」等として「総額①」及び「留保②」の欄にそれぞれ記載します。</p>
<p>「仮計42」</p>	<p>次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 別表十（三）の「19」の記載がある場合 $(39) + (40) - (41)$ 又は $(39) + (40) + (41)$</p> <p>(2) 別表十（三）の「20」又は「22」の記載がある場合 $(39) + (40) - (41)$ 又は $(39) + (40) + (41)$</p>	
<p>「非適格合併又は非適格分割型分割による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額44」</p>	<p>(1) 連結親法人事業年度開始の日の合併（適格合併を除きます。）により合併法人に資産及び負債の移転をした場合に、資産及び負債のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を被合併法人の合併の日の前日の属する連結事業年度分のこの明細書に記載します。</p> <p>(2) 連結親法人事業年度開始の日の分割型分割（適格分割型分割を除きます。）により分割承継法人に資産及び負債の移転をした場合に、資産及び負債のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を分割法人の分割型分割の日の前日の属する連結事業年度分のこの明細書に記載します。</p>	<p>譲渡損失額を記載する場合は、その金額を△印を付して記載します。</p>
<p>「個別所得金額又は個別欠損金額47」</p>		<p>「総額①」の金額は、「留保②」の金額に「社外流出③」の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。</p>